

過誤申立 減額の例

Bさん分20万円の請求(振込済)が実際は18万円の請求誤りだった場合

(3月、4月、5月サービス利用分は各月15人分300万円として記載)

①通常過誤の流れ

	5月				6月				7月			
	8	10	20	27	8	10	20	27	8	10	20	27
市			↑ 送付									
事業所			過誤申立書		・5月サービス分請求 ・過誤分再請求(正しい額で)				・6月サービス分請求			
国保連			↓		↑ ・支払決定額通知書 ・過誤決定通知書	↓			↓			↑ 振込
備考	<p>この例は国保連への請求を電送している場合で、紙・CD媒体の場合は決定通知が6/20頃になり、事業所の再請求は7/1から7/10にずれますので国保連にご確認のうえ事務処理してください</p>				<p>国保連の通知書 ・支払決定 280万円 ・過誤決定 -20万円</p> <p>事業所の請求 ・5月サービス分 300万円 ・過誤分再請求 18万円</p> <p>国保連からの振込 280万円 4月サービス分のお支払額から誤りであった月の全額20万円が引かれます</p>				<p>国保連からの振込 318万円 ・5月サービス分 300万円 ・過誤分再請求分 18万円</p>			

②同月過誤の流れ

	5月			
	8	10	20	27
市			↑ 送付	
事業所			過誤申立書	
国保連			↓	↑ 振込
備考	<p>事業所の請求 ・4月サービス分300万円 ・過誤分再請求 18万円</p> <p>国保連からの振込 298万円 ・3月サービス分300万円 ・過誤調整額 -2万円</p>			

①市への過誤申立書の様式は、赤磐市ホームページ→健康・福祉→介護・高齢者福祉→申請書ダウンロード→サービス業者関係の中の「介護給付費過誤申立書提出依頼」

②市への書類提出期限は、同月過誤の場合8日頃まで、通常過誤の場合は18日頃までで、連合会の締切日の関係で月によって変動しますので、市へお問い合わせください。